

匿名組合契約の契約締結前交付書面

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。)

この書面には、お客様が、株式会社 Paidy(以下、「Paidy 社」といいます。)との間で新たに匿名組合契約を締結し、匿名組合出資持分を取得していただく上でのリスクや留意点が記載されております。

あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点は、お取引開始前にご確認下さい。

- お客様が取得される匿名組合出資持分は貸付事業に運用されます。
- 貸付事業は借入人等の信用状況等により損失が発生する恐れがありますので十分ご注意下さい。

匿名組合契約締結にあたってのリスクについて

- ・匿名組合出資は、元本が保証されているものではありません。
- ・お客様は、Paidy 社が借入人に対して金銭を貸し付ける事業に対して出資をすることになり、借入人からの貸付金の返済及び利息の支払いがお客様への出資金の返還及び利益分配に充てられることとなります。
従って、借入人からの返済が滞ったり、借入人の信用状況が悪化する等により、お客様の出資した元本額が欠損する等の損失が発生する場合があります。
- ・お客様の出資金は、出資された段階で Paidy 社の財産となります。
従って、Paidy 社の信用状況が悪化した場合には、お客様に対して出資金の全額を返還することができないこととなり、結果として、お客様の出資した元本額が欠損する等の損失が発生する場合があります。
- ・また、保証人付きの貸付であっても、同様に保証人の信用状況の悪化により、お客様の出資した元本額が欠損する等の損失が発生する場合があります。

手数料など諸費用について

- ・Paidy 社は、本事業遂行の役務に対する報酬として、別紙記載の通りの計算に基づく手数料(以下、「営業者報酬」といいます。)を毎月取得します。
- ・お客様には、以下の場合に、銀行振込手数料をご負担いただきます。
 - (1)匿名組合に出資するとき
 - (2)出資を撤回し出資金の返還を受けるとき
 - (3)匿名組合契約の終了とともに、または匿名組合契約の継続中に貸付金元本返

済にみあう出資金の返還を受けるとき

(4)利益の分配を受けるとき

- ・また、お客様には、犯罪による収益の移転防止に関する法律その他関連法令の改正等によりお客様のご負担が必要となる費用についてもご負担いただきます。
※お客様が本事業により受領する分配金は、本事業の遂行に必要な費用(営業者報酬等を含む)を控除した後の残額となります。

[特定商品について]

「不動産担保ローン」について

- ・「不動産担保ローン」等と称する場合であっても、特別の断りをしない限り、Paidy 社が担保を直接取得することではなく、保証人の求償権等のために担保設定がなされるものです。よって保証人の信用状況が悪化した場合、担保価値による債権保全が図られないことがあります。

「eco エネルギーファンド」について

- ・「eco エネルギーファンド」等の場合には、Paidy 社より太陽光などのエコエネルギー事業を営む会社(以下「事業者」といいます。)の出資者等(以下「出資者等」といいます。)に対する貸付を行い、同貸付金を原資として、当該出資者等から事業者に対する貸付が行われる予定となっておりますので、以下のリスク等がございます。
 - ・上記のとおり、お客様からお預かりした金員は、Paidy 社→出資者等→事業者という経緯で貸付がなされることとなりますので、Paidy 社の債権保全の可能性は、事業者の資産状況に影響を受けることとなります。
 - ・出資者等の Paidy 社に対する主な返済原資は、事業者から出資者等に対してなされる借入金の返済金であるところ、Paidy 社が融資を行う時点では、事業者によるエコエネルギー事業は準備段階であり、Paidy 社の出資者等に対する貸付金の返済期限終了後に事業が開始される予定となっているため、事業者の出資者等に対する返済原資は、今後、予定されている金融機関の事業者に対するリファイナンスによって調達される予定です。よって、リファイナンスが実行されない場合には、事業者から出資者への返済が滞るなどして、Paidy 社の債権保全が図られない可能性がございます。
 - ・Paidy 社が事業者への貸付を行うに当たっては、出資者等が有する事業者の株式等、出資者等が事業者に対して有する貸付金等に担保を設定致しますが、当該担保権は、上記リファイナンスやエコエネルギー事業の如何によっては、担保価値が減少し、債権保全が図られない可能性がございます。

匿名組合契約は、クーリング・オフの対象にはなりません。

- ・お客様が Paidy 社と締結する匿名組合契約には、金融商品取引法第37条の6に基づくクーリング・オフの規定の適用はありません。

裁判外紛争解決(ADR)

Paidy 社は、加入する一般社団法人第二種金融商品取引業協会が ADR の委託を行う特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター(FINMAC)を利用いたします。

ADR とは裁判手続きによらずに、当事者以外の公平中立な第三者が間に入り、紛争の解決を目指す制度です。

匿名組合契約に係る金融商品取引契約の概要

お客様が Paidy 社との間で締結することとなる契約は、商法第535条に規定される匿名組合契約です。匿名組合契約とは、出資者が営業者の営業のために出資をし、その営業から生ずる利益を分配することを約するものであり、お客様が Paidy 社との間で締結する匿名組合契約では、お客様が出資者、Paidy 社が営業者となります。

出資の対象となる営業(以下、「本事業」といいます。)は、Paidy 社が営業者として借入人との間で金銭消費貸借契約を締結して、お客様からご出資いただいた資金を貸し付け、その元本返済及び利息(遅延損害金を含む。以下、利息と遅延損害金をあわせて「利息等」といいます。)の返済金の支払を受ける事業であり、当該返済金がお客様の出資金をご返還する原資になるとともに、借入人が支払う利息等から Paidy 社が受けるべき営業者報酬・貸付金の取得管理処分にかかる費用・その他本事業の遂行にかかる費用を差し引いた残額がお客様に対する利益分配の原資となります。

[特定商品について]

- ・「不動産担保ローン」
- ・「不動産担保ローン」等と称する商品は、特別の断りをしない限り、Paidy 社が担保を直接取得することはなく、保証人の求償権等のために担保設定がなされるものです。よって保証人の信用状況が悪化した場合、担保価値による債権保全が図られないことがあります。

・「eco エネルギーファンド」

「eco エネルギーファンド」等の場合には、Paidy 社より太陽光などのエコエネルギー事業を営む事業者の出資者等に対する貸付を行い、同貸付金を原資として、当該出資者等から事業者に対

する貸付が行われる予定となっております。

また、Paidy 社は、出資者等への貸付を行うに当たっては、出資者等有する事業者の株式等、出資者等が事業者に対して有する貸付金等に担保を設定し、債権を保全します。

お客様にご負担いただく手数料等について

・お客様には、以下の場合に、銀行振込手数料をご負担いただきます。

- (1) 匿名組合に出資するとき
- (2) 出資を撤回し出資金の返還を受けるとき
- (3) 匿名組合契約の終了とともに、または匿名組合契約の継続中に貸付金元本返済にみあう出資金の返還を受けるとき
- (4) 利益の分配を受けるとき

・また、お客様には、犯罪による収益の移転防止に関する法律その他関連法令の改正等によりお客様のご負担が必要となる費用についてもご負担いただきます。

※お客様が本事業により受領する分配金は、本事業の遂行に必要な費用(営業者報酬等を含む)を控除した後の残額となります。

お客様が行う金融商品取引行為について、Paidy 社その他の者の業務又は財産の状況の変化を直接の原因として損失が生ずることとなるおそれがある場合について

1. 借入人または保証人の信用状態による影響

お客様と Paidy 社との匿名組合契約は、Paidy 社が営業者として借入人との間で金銭消費貸借契約を締結して、お客様からご出資いただいた資金を原資に貸し付け、その元本返済及び利息等の支払を受ける事業を出資対象としており、お客様への出資金の返還は、借入人からの返済金をその原資としております。

従って、借入人の信用状況が悪化し、借入人からの返済が滞ったあるいは不可能になった場合には、お客様に対する出資金の返還を行うことができないこととなる結果、お客様の出資した元本額が欠損する等の損失が発生する場合があります。

また、保証人付きの貸付であっても、同様に保証人の信用状況の悪化により、お客様の出資した元本額が欠損する等の損失が発生する場合があります。

[特定商品について]

・「不動産担保ローン」

「不動産担保ローン」等と称する商品は、特別の断りをしない限り、Paidy 社が担保を直接取得することはなく、保証人の求償権等のために担保設定がなされるものです。よって保証人の信用状況が悪化した場合、担保価値による債権保全が図られないことがあります。

「eco エネルギーファンド」

- ・「eco エネルギーファンド」等の場合には、Paidy 社より太陽光などのエコエネルギー事業を営む事業者の出資者等に対する貸付を行い、同貸付金を原資として、当該出資者等から事業者に対する貸付が行われる予定となっておりますので、以下のリスク等がございます。
- ・上記のとおり、お客様からお預かりした金員は、Paidy 社 →出資者等→事業者という経緯で貸付がなされることとなりますので、Paidy 社の債権保全の可能性は、事業者の資産状況に影響を受けることとなります。
- ・出資者等の Paidy 社に対する主な返済原資は、事業者から出資者等に対してなされる借入金の返済金であるところ、Paidy 社が融資を行う時点では、事業者によるエコエネルギー事業は準備段階であり、Paidy 社の出資者等に対する貸付金の返済期限終了後に事業が開始される予定となっているため、事業者の出資者等に対する返済原資は、今後、予定されている金融機関の事業者に対するリファイナンスによって調達される予定です。よって、リファイナンスが実行されない場合には、事業者から出資者への返済が滞るなどして、Paidy 社の債権保全が図られない可能性がございます。
- ・Paidy 社が事業者への貸付を行うに当たっては、出資者等が有する事業者の株式等、出資者等が事業者に対して有する貸付金等に担保を設定致しますが、当該担保権は、上記リファイナンスやエコエネルギー事業の如何によっては、担保価値が減少し、債権保全が図られない可能性がございます。

2. Paidy 社の信用状態による影響

お客様の出資は、出資された段階で Paidy 社の財産となります。

従って、Paidy 社の信用状況が悪化した場合には、お客様に対して出資金全額を返還することができないことにもなり、結果として、お客様の出資した元本額が欠損するという損失が発生する場合があります。

契約終了の事由について

お客様が Paidy 社との間で締結する匿名組合契約は、以下のいずれかにあたる場合には自動的に直ちに終了します。

- (1) 本事業の継続が不可能になったと営業者たる Paidy 社が合理的に判断し、お客様にその旨を書面により通知した場合
- (2) 営業者たる Paidy 社が貸し付けた全ての貸付金につき、全ての回収が終了した場合
- (3) 営業者たる Paidy 社が貸し付けた全ての貸付金が売却された場合
- (4) お客様又は Paidy 社に、破産手続開始の決定があった場合

匿名組合契約に関する租税の概要について

お客様が Paidy 社との間で締結する匿名組合契約からの利益分配金は、雑所得として総合課税され、他の所得に合算されて通常の所得税率により課税されます。

匿名組合出資持分の譲渡についての制限について

お客様は、Paidy 社の事前の書面による同意無く、匿名組合契約に係る出資持分を譲渡し、その他の処分をすることができません。

Paidy 社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

・Paidy 社は、Paidy 社が本サービスのために開設する専用のホームページ(以下「本ホームページ」といいます。)上において、Paidy 社に対して金銭の借入を申し込んだ者(以下、「借入希望者」といいます。)に対して金銭を貸し付けて資産の運用をしたいという意向をお持ちの方(以下、「出資希望者」といいます。)を募り、Paidy 社が出資希望者から出資を受けた資金を原資として、借入希望者に貸付を行うという取引を行うに際して、かかる出資の募集をいたします。

取引の方法としては、以下の通りとなります。

- (1) お客様には本ホームページ上の専用ページにて、希望する出資金額、貸付金利、借入希望者信用グレードをご入力いただきます。
- (2) お客様には Paidy 社が指定する銀行預金口座に出資金を払込んでいただきます。
なお、匿名組合契約をご締結いただいた日から5営業日以内に出資金のお払込みがなければ、別途当社が認めない限り、当社は匿名組合契約を解除することができるものとします。
- (3) 借入希望者が決定すると、Paidy 社は借入人との間で金銭消費貸借契約を締結し、お客様の出資金を原資とした貸付を行います。
- (4) Paidy 社は借入人または保証人からの元本返済及び利息等の支払いを受け、お客様に出資金の返還及び利益の分配を行います。

[特定商品について]

・「eco エネルギーファンド」

「eco エネルギーファンド」の場合には、本ホームページ上において借入希望者を募るのではなく、出資希望者から出資を受けた資金を原資として、Paidy 社が相当と認める者(太陽光などのエコエネルギー事業を営む事業者の出資者等)に貸付を行うこととなります。

取引の方法としては、以下の通りとなります。

- (1) お客様には本ホームページ上の専用ページにて、「eco エネルギーファンド」を選択して頂きま

- す。
- (2) お客様には Paidy 社が指定する銀行預金口座に出資金を払い込んでいただきます。
なお、匿名組合契約をご締結いただいた日から5営業日以内に出資金のお払込みがなければ、別途当社が認めない限り、Paidy 社は匿名組合契約を解除することができるものとします。
- (3) Paidy 社は出資者等との間で金銭消費貸借契約を締結し、お客様の出資金を原資とした貸付を行います。
- (4) Paidy 社は出資者等からの元本返済及び利息等の支払いを受け、お客様に出資金の返還及び利益の分配を行います。

出資対象事業持分取引契約に関する事項

1. 出資対象事業持分の名称

AQUSH匿名組合

2. 出資対象事業持分の形態

商法第535条に基づく匿名組合出資持分

3. 出資対象事業持分取引契約の締結の申込に関する事項

お客様は Paidy 社との間で匿名組合契約を締結するために、本ホームページ上の専用ページに、希望する出資金額、貸付金利、借入希望者信用グレード・担保の有無・貸付の種類、特定商品の種別をご入力いただきます。

4. 出資又は拠出をする金銭の払込みに関する事項

お客様には Paidy 社が指定する銀行預金口座に出資金を払い込んでいただきます。

5. 出資対象事業持分の契約期間

特に設けておりません。

6. 出資対象事業持分に係る解約等に関する事項

- (1) お客様は、投資受付期間中は、所定の手続により、以下の諸条件に従って、随時、出資を撤回することができます。

① 出資撤回可能な上限額は以下の金額とします。

(ある匿名組合における出資撤回希望時点の総出資金額－同匿名組合における同時点の貸付実行の総額)の計算式により算出される余剰出資金のうち、自己の出資総額に満つるまでの金額

- ② ①の場合において、余剰出資金が出資撤回希望額を下回る場合には、余剰出資金総額を出資撤回可能上限額とします。
- ③ 同一の匿名組合において、複数の匿名組合員が出資撤回を希望する場合、各匿名組合員の出資撤回可能上限額は、出資撤回の申出の先後によって決定するものとします。
- ④ ③の場合において、複数の匿名組合員の出資撤回希望時点が全く同時である場合その他これに類する場合、各匿名組合員の出資撤回可能上限額は営業者たるPaidy社が適宜定めるものとします。
- ⑤ 出資撤回の結果、ある匿名組合の匿名組合員が1名となる場合には、出資撤回は認めないものとします。
- (2) お客様が Paidy 社との間で締結する匿名組合契約は、以下のいずれかにあたる場合には、お客様又は Paidy 社は、相手方に催告することなく、解除することができます。
- ① お客様又は Paidy 社が下記のいずれかの条項に違反し、相手方に相当期間内にこれを是正すべき旨の書面による催告をなしたにもかかわらず、かかる是正期間内に当該違反が是正されない場合
- ② お客様又は Paidy 社が、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始、又は日本国内外におけるこれらに類する倒産手続開始についての申立を受けたとき、若しくは職権による開始があった場合
- ③ お客様又は Paidy 社が解散の決議をし、又はその命令を受けた場合、その他清算手続に入った場合
- ④ お客様又は Paidy 社が手形交換所の取引停止処分を受けた場合
- ⑤ お客様又は Paidy 社が支払不能、支払停止となった場合
- ⑥ お客様又は Paidy 社が、仮差押、差押、仮処分、強制執行、競売等の申立てを受けた場合
- ⑦ 匿名組合契約書に規定する表明及び保証が重要な部分において事実と相違することが判明した場合
- ⑧ 匿名組合契約の申込に際し、お客様の申込事項に虚偽又は誤りがあった場合
- ⑨ 以下のいずれかの事実が判明した場合。
- ・自ら又はその役員が暴力団、暴力団員、暴力団関連企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これらに準ずる者(以下「反社会的勢力」という。)であることが判明した場合。
 - ・反社会的勢力が経営を支配していることが判明した場合。
 - ・反社会的勢力が経営に実質的に関与していることが判明した場合。
 - ・自らもしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもってする

など、不当に反社会的勢力を利用していることが判明した場合。

・反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていることが判明した場合。

・役員又は経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有することが判明した場合。

⑩ お客様が所在不明となった場合。

(3) (1)の諸条件を満たす場合、Paidy社は、原則として撤回を承諾した日から5営業日以内に出資撤回可能上限額の範囲内で、銀行振込の方法その他の方法により出資金の返還を行うものとします。当該返還に要する銀行振込手数料はお客様のご負担となります。

(2)の場合、Paidy社は、適用法令に従いPaidy社が適切と考える方法で財産を処分し事業を清算するものとし、お客様に対して速やかに損益の分配を行うものとします。

匿名組合に残余財産があるときには、残余財産の全部は出資比率に応じて、銀行振込の方法その他の方法によりお客様に対して出資の価額の返還又は分配がなされるものとします。出資の価額の返還額は、残余財産の金額から事業にかかる一切の債務、営業者報酬、お客様の債務不履行等によってPaidy社が被った損害等を控除した金額をもとに決定いたします。お客様に分配されるべき金額が出資金の合計額を超える場合には、超過部分は利益の分配としてお支払いいたします。出資金の返還又は利益の分配に要する銀行振込手数料はお客様のご負担となります。

(4) 上記(2)(3)に定める銀行振込手数料に加えて別途解約手数料が生じることはありません。

7. 損害賠償額の予定に関する事項

お客様又はPaidy社が匿名組合契約上負担する支払義務の履行を遅延した場合には、遅延した者は相手方に対して、支払期日の翌日から支払済みに至るまで未払債務に対して年14.0%の遅延損害金を支払うものとします。

8. お客様の権利及び義務に関する事項

(1)お客様は会計報告書及び事業報告書を受領後、その対象期間における本事業の状況についてPaidy社に質問することができます。

また、商法第539条の規定に従い、事業及びPaidy社の財産状況について検査することができます。

(2)本事業の財産の一切はPaidy社に帰属します。

(3)お客様は本事業に関して第三者に対する義務を負担しません。

(4)お客様には財産が損失により減じた場合、出資金の範囲内でその損失をご負担いただきます。

(5)お客様が保有する権利は、商法第535条に基づく匿名組合出資持分となります。お客様は、

匿名組合契約に基づく出資金を超えて損失又は義務を負うことはありません。

出資対象事業の運営に関する事項

1. 出資対象事業の内容及び運営の方針

お客様が出資する対象事業は、Paidy 社が借入人に対して金銭を貸し付け、その元本返済及び利息等の支払を受ける事業です。

Paidy 社は、貸金業(東京都知事(2)第31529号)の登録を受けた業者であり、上記事業に関し、貸金業法(昭和58年法律第32号)に則り、資金需要者等の利益を尊重し、適正に運営して参ります。

2. 出資対象事業の運営体制

お客様が出資する対象事業の運営体制は以下の通りです。

(1) 金銭の貸付業務に係る体制

Paidy 社営業部門及び業務管理部門が担当いたします。

(2) 貸付金元本及び利息等の回収業務に係る体制

Paidy 社営業部門及び業務管理部門が担当いたします。

ただし、第三者に委託することがあります。

(3) 回収金等の分配業務に係る体制

Paidy 社営業部門及び業務管理部門が担当いたします。

3. 出資対象事業持分の発行者の商号、名称又は氏名、役割及び関係業務の内容

商号等； 株式会社 Paidy

役割； 匿名組合出資持分の発行及び本事業の運営

関係業務の内容； 出資対象事業たる金銭消費貸借契約の締結、貸付債権の管理及び回収

4. 出資対象事業の運営を行う者の商号、名称又は氏名、役割及び関係業務の内容

上記3. と同じです。

5. 出資対象事業から生ずる収益の配当又は出資対象事業に係る財産の分配の方針

Paidy 社は、各計算期間において利益が生じた場合には、お客様に利益を分配いたします。

前計算期間からの損失があれば、その損失を控除して当期間の利益を算定いたします。

損失によって出資金が減少した状態の場合には、利益の分配はいたしません。

ただし、借入人または保証人から受領する返済金のうち貸出金の元本相当額については、随時出資金の返還を行います。

6. 事業年度、計算期間その他これに類する期間

各計算期間は、毎月1日から月末までの1ヶ月とします。

7. 出資対象事業に係る手数料等の徴収方法及び租税に関する事項

- (1) Paidy 社は、営業者報酬については毎月、出資金の返還、利益の分配等に要する銀行振込手数料についてはその都度、本事業の財産を取り崩すことによって取得させていただきます。
- (2) お客様並びに Paidy 社は、お客様と Paidy 社との間で行われる取引に関して夫々に課される租税の全てを自ら負担するものとします。
なお、お客様は、適用ある税法の規定に従い、お客様に対して行われる利益の分配に対して課される税金相当額を Paidy 社が源泉徴収することに同意するものとします。

8. 分別管理の方法

Paidy 社は、匿名組合員の出資金、借入人または保証人からの元本返済金及び支払利息等を、Paidy 社が行う本事業と同種の他の匿名組合員について出資を受けた出資金と一括して、Paidy 社の固有財産を保管する銀行預金口座とは別の銀行預金口座に預金し、分別管理します。

Paidy 社は、匿名組合員の出資金、借入人からの元本返済金及び支払利息等その他本事業に係る財産を、本事業と同種の他の匿名組合員に関する出資金等と適切に区分して経理処理します。

9. 金銭の管理の方法に関する事項

(1) 分別管理用預金口座

銀行名: **ジャパンネット銀行**

支店: 本店営業部

預金種類: 普通預金

口座番号: 3973076

口座名義: カ) ペイディ アクシュグチ

銀行名: **楽天銀行**

支店: オペラ支店

預金種類: 普通預金

口座番号: 7032459

口座名義: カ) ペイディ アクシュグチ

(2) 分別管理の実施状況

- ① Paidy 社経理担当者が、毎日定期的に預金口座の入出金状況を確認するなどして、分別管理がなされていることを確認します。
- ② 当該分別して管理する銀行口座の ID 及び PW が記載された書面、並びに、キャッシュカードは Paidy 社内に保管する金庫に保管しております。また、当該金庫の鍵は、Paidy 社内で定めた管理担当者が責任をもって管理しております。

(3) Paidy 社が(2)の確認を行った方法

Paidy 社経理責任者が、毎月末日に預金口座の入出金状況を確認するなどして、分別管理がなされていることを確認します。

出資対象事業の経理に関する事項

1. 貸借対照表及び損益計算書

新規の募集となりますので、現時点ではありません。

2. 出資対象事業持分の総額

借入人に対する貸付金の総額

3. 発行済みの出資対象事業持分の総数

新規の募集となりますので、現時点ではありません。

4. 配当等に関する事項

- (1) お客様に対する配当の総額は、借入人に対する貸付金額、貸付利率、貸付期間に従って決定されることとなります。
- (2) 配当は各計算期間の末日から5営業日以内に銀行振込その他の方法によってお支払いいたします。ただし、お客様は、当該配当金を現実に受領せず他の匿名組合の出資金に振り替えることができるものとします。
- (3) 配当に対して支払時に20.42% (税制が変更された場合には変更後の数値)の源泉所得税が徴収されます。なお、税率はこの書面の交付日現在のものであり、将来にわたって保証されるものではありません。
- (4) 貸出金の元本返済があれば、元本返済にみあう相当額は随時出資金の返還としてお支払いをいたします。

5. 総資産額、純資産額、営業損益額、経常損益額及び純損益額

新規の募集となりますので、現時点ではありません。

6. 自己資本比率及び自己資本利益率

新規の募集となりますので、現時点ではありません。

7. 出資対象事業が有価証券以外の資産に対する投資を行う事業である場合にあっては、
当該資産に関する事項

- (1) 新規の募集となりますので、現時点における資産はありません。
- (2) お客様の出資の対象となるのは、借入人に対する貸付債権であり、その金額は営業者が借入人に貸し付けた金額です。この金額が貸付債権の評価額となります。
- (3) 本事業における資産はかかる貸付債権のみとなります。

Paidy 社の概要

商号等；	株式会社 Paidy 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第2149号
本店所在地；	東京都港区六本木三丁目16番26号
資本金；	74,900万円(平成30年1月31日現在)
主な事業；	第二種金融商品取引業 関東財務局長(金商)第2149号 貸金業 東京都知事(2)第31529号 個別信用購入あっせん業 関東(個)第86号-1
金融商品取引業協会；	一般社団法人第二種金融商品取引業協会
対象事業者となっている 認定投資者保護団体；	Paidy 社が加入する一般社団法人第二種金融商品取引業協会が ADR 制度における苦情処理措置、紛争解決措置等の委託を行う認 定投資者保護団体を利用しております。
苦情処理措置；	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センターを利用すること 同上連絡先 電話番号 0120-64-5005
紛争解決措置；	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センターを利用すること 同上連絡先 電話番号 0120-64-5005 当社が加入する一般社団法人第二種金融商品取引業協会は、特定非営利 活動法人証券・金融商品あっせんセンター(FINMAC)に苦情の解決及び紛 争の解決のあっせん等の業務を委託しております。
設立年月；	平成20年3月
連絡先；	電話番号 0120-971-303 FAX 番号 03-6674-2436 e-mail アドレス support@aqush.jp URL http://www.aqush.jp

営業者報酬

Paigy 社は、本事業遂行の役務に対する報酬として、以下の計算式によって算出される金額を、毎月、その月の約定返済日以降に本財産より受け取ります。

〔営業者の報酬内容〕

各月の前月約定返済日の最終貸付金残高に0.125%を乗じた金額

但し、初回については貸付契約金額に0.125%を乗じた金額